

富士宮駅前交流センター(きらら)施設利用料金表

施設名及び施設区分		面積 (単位:m ²)	基本利用料 (単位:円)			
			午前 9:00~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~21:30	全日 9:00~21:30
多目的ホール	全部	196	3,130	5,830	6,690	15,650
	一部		1,560	2,910	3,340	7,810
会議室	1	90	1,180	2,260	2,590	6,030
	2	42	540	1,080	1,290	2,910
	3	61	1,180	2,260	2,590	6,030
	4	27	540	1,080	1,290	2,910
	5	24	540	1,080	1,290	2,910
	6	44	540	1,080	1,290	2,910
調理室		58	1,180	2,260	2,590	6,030
集会室		173	3,130	5,830	6,690	15,650

- 1 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、基本使用料の額に次の割合を乗じて得た額を加算する。
 入場料又はこれに類するものの入場者1人当たりの徴収額の最高額が、次の各号に掲げる額の場合は、当該各号に掲げる割合とする。
 ア 1,000円以下のとき5割(商業宣伝、営業又はこれらに類する目的の場合は10割)
 イ 1,000円を超え3,000円以下のとき10割
 ウ 3,000円を超えるととき15割
- 2 使用者が商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって無料で入場させる場合は、基本使用料の10割に相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間外の超過使用料は、30分につき許可時間帯の後の時間帯(午前9時以前については、午前の時間帯とし、午後9時30分以後については、夜間の時間帯とする。)の使用料の30分に相当する額とする。この場合において30分未満の端数は30分とみなす。
- 4 富士宮市若しくは富士市に居住する者以外の者又は両市内の事業所等に勤務する者以外の者が使用する場合は、基本使用料及び上記1から4までの使用料の合計額の3割に相当する額を加算する。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。